

平成 19 年 3 月 28 日

お客様各位

株式会社ヤマダ電機

熊谷配工センターにおける家電リサイクル回収委託業者の不適切な処理について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、熊谷配工センター（埼玉県 熊谷市）における家電リサイクル回収委託業者の不適切な処理に関しまして、お知らせいたします。

なお、本件については、平成 19 年 1 月 15 日に各関係当局（警察及び経済産業省、環境省）に報告済みであります。その後の再発防止策についてもシステム及び社内管理マニュアルの改廃、教育方法等、各省庁のご指導に基づき再発防止に努めております。

【経緯】

本件は、平成 19 年 1 月 14 日、弊社の社内管理システムの中で、熊谷配工センターの廃家電置き場に滞留している不明確なリサイクル品があるとの社内連絡があった事から、調査・対策チームが委託業者毎のリサイクル券引渡台帳を調査したところ、特定の委託業者に渡しているリサイクル券の回収率が、昨年の 2 月以降に問題があると判明いたしました。

【調査内容】

対象となる全てのお客様に電話でのヒアリングを行い、その実態を調査いたしました。

その結果、平成 18 年 2 月から平成 19 年 1 月 14 日まで、弊社の子会社である（株）シー・アイ・シーの委託業者が雇用していた作業員が、業務委託を遂行する過程において、個人的流用を目的として、排出者から回収した廃棄物を不正に持ち出し、リサイクル料金の横領、リサイクルショップでの換金をしていた事実の発見に至りました。

【お客様へのご対応】

委託業者の従業員が不適切な処理を行なった可能性のある伝票 1,594 件の全てのお客様に対し、リサイクル料の返金を行なっており、平成 19 年 1 月 27 日現在、返金は全て完了しております。

【再発防止策について】

弊社は、これまで家電リサイクル法に基づく運用に関して努力をしてまいりましたが、本件を受け、今後、このようなことが起こらないように、

- ① リサイクル料金受領方法の変更
- ② リサイクル品処理方法の社内マニュアルの改訂
- ③ 家電リサイクル法に関する教育の再徹底及び運用状況の確認

以上の再発防止策については、システム及び社内管理マニュアルの改訂、教育方法等の見直し改善に努め、再発防止に努めております。

【最後に】

今回、弊社よりお知らせさせていただきました事実関係及び対応については、環境省、経済産業省、関東地方環境事務所、関東経済産業局、埼玉県警熊谷警察署に対して報告をおこなっています。

また、弊社との業務委託契約違反を起こした委託業者に対しては、本件発生後、即日取引を停止し、現在、告訴中です。

この度の弊社の委託契約先会社の従業員による不適切な処理により、お客様をはじめとして大変迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。

以上